

公 告

次のとおり一般競争入札をおこないますので、公告します。

平成 30 年 12 月 4 日

一般財団法人島根県教職員互助会 理事長 新田 英夫

1 入札に付す事項

(1) 件名

島根県教育会館照明器具更新等工事

(2) 入札案件の仕様等

別に定める「島根県教育会館照明器具更新等工事仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約日から平成 31 年 3 月 29 日まで

(4) 納入場所

仕様書による。

2 入札参加者の資格

この入札に参加を希望する者は、次の要件をすべて満たすこと。

(1) 法人格を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 3 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

(4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(6) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続きに基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(9) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第

454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、該当状態が継続中の者でないこと。

(10) 公告の日において、島根県のホームページで公開されている平成29・30年度島根県建設工事等入札参加資格有資格者名簿の「建設工事(県内建設業者)」の「その他許可業種:電気」に登録されている者で且つ格付客観点数が950点以上の者であること。

(11) 建設業法に規定する主たる事業所を松江県土整備事務所管内に有すること。

(12) 工事实績等

平成25年度以降において建築物にかかわる1千万円以上の照明更新を含む電気設備工事を施工した実績のある者。

(13) 配置技術者

次の基準を満たす主任技術者1名を該当工事で配置できること。

ア 第1種電気工事士、1級電気工事施工管理技士、これと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣若しくは建設大臣が1級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

イ 配置する技術者は、当工事の開札の日以前3か月以上の恒常的な雇用関係を必要とする。

ウ 競争参加資格確認申請書を提出する時において選任で配置する必要のある他の工事に従事中である技術者については、次の場合に限り資格確認のための資料等を提出することができる。

① 契約締結後、現場着手(現場事務所の設置、資材等の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。)までに、確実に現場選任の主任技術者等として配置可能である場合。

② 現場従事中の工事がある場合コリンズ(コリンズの登録がない場合は、発注者に提出した従事中工事の行程表)等の確認資料を提出すること。

(14) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社の関係にある場合

イ 人間関係

以下のいずれかに該当する場合。

ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な入札が阻害されると認められる場合

3 「島根県教育会館照明器具更新等工事」に関する入札説明書(以下、「入札説明書」という。)の配布期間及び配布場所

(1) 配布場所

一般財団法人島根県教職員互助会事務局

(島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎1階 教育庁福利課内)

(2) 配布期間

平成30年12月4日（火）から12月14日（金）までの間（閉庁日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間は除く。）

(3) 別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する入札説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(4) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 開催日時

平成30年12月11日（火）午前10時から

イ 開催場所

松江市母衣町55番地2 島根県教育会館 402会議室

ウ 入札説明会に参加を希望する者は、別に定める入札説明書に定める入札説明会参加申込書（様式第3号）により、平成30年12月10日（月）の午後5時までに提出すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加希望する者は、平成30年12月14日（金）午後5時15分までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

5 入札及び開札の日時及び場所

日時 平成30年12月18日（火） 午前10時から

場所 島根県松江市母衣町55-2

島根県教育会館 402会議室

6 本入札に関する質問について

(1) 下記(3)の期日までに文書により提出すること。（ファクシミリによる質問書の送付も可とする。）

(2) 提出先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎1階 島根県教育庁福利課内
一般財団法人島根県教職員互助会（担当：曾田）

電話：0852-22-6067

ファクシミリ：0852-27-2622

受付時間 8:30～17:15

(3) 提出期限は、平成30年12月12日（水）正午までとする。

(4) 質問に対する回答は、平成30年12月13日（木）午後5時までに質問者に対しファクシミリ等により通知する。

7 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときには、入札保証

金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(3) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す提出書類を期日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 郵便入札

認めません

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他以下のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

ア 入札に参加することができない者が入札をしたとき。

イ 入札保証金の納付その他の入札に関する条件に違反したとき。

ウ 入札に際して連合その他の不正の行為があったとき。

エ 同一人が、同一事項について2以上の入札をしたとき。

オ 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札をしたとき。

カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

- ・ 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- ・ 最低制限価格を設定する。
- ・ 落札者となるべき者が複数あるときには、くじにより落札者を決定する。
- ・ 再度入札は、2回を限度とする。
- ・ 落札者の決定通知は、開札場所において行う。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。